

地域自立支援協議会での実習について

【これまでの経過】

相談支援専門員の養成については、令和2年度に研修制度等の見直しがあり、地域における相談支援の充実を図るため、講義と演習の他、新たに実習が加わりました。スーパービジョンや合議の場の体験等を行うことを実習の内容としており、合議の場の体験として、地域自立支援協議会への参加が例示されています。このため、東京都では区市町村における自立支援協議会等への参加を相談支援従事者現任研修の実習の課題として位置づけています。

厚生労働省主催令和3年度相談支援従事者指導者養成研修（令和4年3月2日）資料より抜粋

相談支援従事者研修カリキュラムの見直しポイント

告示・標準カリキュラムの見直し

- 告示（方法、科目、時間数）の見直し。初任者研修における実習の必須化。
- 標準カリキュラム（獲得目標、取り扱う内容、）の見直し。
- 障害のある受講者について、研修における合理的配慮例を提示（研修事業に係る通知内）。

教育方法の見直し

- 主体的かつ参加型の学習方法への転換（学習観の転換）
 - 演習や実習のさらなる重視
 - オープンエンドアプローチの視点の導入 cf. 実践場面との整合性 ★特に「見立て」について
- 研修全体の運動性の重視（研修体系の全体像の提示）
- 継続的な学びの必要性の強調
 - 研修における実習の導入(初任)や推奨(現任)
 - 実地教育(OJT)との運動の導入
 - スーパービジョンや合議の場の体験等を導入(初任・現任)
 - 自己評価等の導入を推奨(初任・現任)

21

【令和4年度東京都相談支援従事者現任研修の取り組み】

令和4年度東京都相談支援従事者現任研修には652名の受講があり、受講者のいた自治体は52か所にのびりました。

調整先である合議の場としては、地域自立支援協議会本会議や相談支援部会以外に、相談支援事業者連絡会、相談支援専門員研修会、医療保健福祉連携会議等、自治体の実情に合わせて様々でした。いずれも地域の相談支援体制に関わる会議に受講者が参加できるよう工夫を凝らしていたが、受講者にとって座学の研修内容と現場をつなぐ貴重な学び機会となりました。

今後も、区市町村のご協力を得ながら、より実りある研修となるよう取り組んでまいります。